明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○皇居において天皇陛下御即位二十年一般参賀を行う件（宮内庁）　八　一
○誘導式読み書き通信設備の型式を指定した件（総務）　四八一　二
○特別搬送式デジタル伝送装置の型式を指定した件（同）　四八二　二
○広帯域電力線搬送通信設備の型式を指定した件（同）　四八三　二
○超音波洗浄機の型式を指定した件（同）　四八四　二
○超音波加工機の型式を指定した件（同）　四八五　二
○超音波ウェルダーの型式を指定した件（同）　四八六　二
○電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械の型式を指定した件（同）　四八七　二
○電子レンジの型式確認の届出があった件（同）　四八八　二
○電磁誘導加熱式調理器の型式確認の届出があった件（同）　四八九　二
○電波法施行規則第四十六条の二第一項の規定により型式の指定を受けた者の名称を変更した件（同）　四九〇　三
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委）　四八　五
○日本国に帰化を許可する件（法務）　四七三　五
○国債の金利スワップ取引に係る基本的な契約の相手方の名称の一部を改正する件（財務）　三四四　六
○厚生年金基金令第二十九条第二項の規定に基づき指定を取り消した件（厚生労働）　四四二　六
○国民年金基金令第二十条第三項の規定に基づき指定を取り消した件（同）　四四三　七
○確定給付企業年金法施行令第六十七条第二項の規定に基づき指定を取り消した件（同）　四四四　七
○保安林の指定をする件（農林水産）　一四四二、一四四三　七
○保安林の指定を解除する件（同）　一四四四～一四五四　七
○登録住宅性能評価機関の役員の氏名等を変更した件（国土交通）　一〇六七、一〇六八　八
○登録住宅性能評価機関の代表者の氏名等を変更した件（同）　一〇六九　八
○登録講習機関の役員の氏名を変更した件（同）　一〇七〇　八
○道路に関する件（関東地方整備局）　三〇九　八
○道路に関する件（九州地方整備局）　一一〇　八
○都市計画に関する件（沖縄総合事務局）　三六　九

〔国会事項〕

〔人事異動〕

宮内庁　財務省　文部科学省　防衛省

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

特定保安林の指定の解除について（農林水産省）

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、金融商品取引業者に対する行政処分、鉱業法第一八九条の規定による公告関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、承認援助関係

特殊法人等

独立行政法人造幣局の役員の任命関係

会社その他

告　示

○宮内庁告示第八号

平成二十一年十一月十二日、皇居において、天皇陛下御即位二十年一般参賀を次のとおり行う。

平成二十一年十月十三日　宮内庁長官　羽毛田信吾

一　参賀者は、午前九時三十分から午後四時までに、坂下門から参入し、宮内庁庁舎前の特設記帳所において記帳の上、坂下門から退出する。

二　参賀者の資格に制限はなく、服装は任意とする。

○　参賀行事を妨げ、又は他に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれのある者は、参入できない。

○総務省告示第四百八十一号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項の規定により、次の誘導式読み書き通信設備の型式を指定したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十一年十月十三日　総務大臣　原口　一博

製造業者等の氏名又は名称	型式名	指定番号
株式会社ウェルキャット	FVA－100－MAIN	第AC－09046号
株式会社パレ	BR－RW－1A	第AC－09047号
ソニーイーエムシーエス株式会社	FRW－C0004	第AC－09048号
大成ラミック株式会社	STL920B	第AC－09049号
日本アビオニクス株式会社	MR3121	第AC－09050号
株式会社ユーエスシー	3099－100	第AC－09051号
〃	3099－101	第AC－09052号
ジーエルサイエンス株式会社	NM04－U／PS07	第AC－09053号
〃	TM－RFRW－2SU001	第AC－09044号
〃	TM－RFRW－2SU002	第AC－09045号
NECトーキン株式会社	ICM－3144	第IC－09004号